委託業務仕様書

１　契約件名

チラシ「ごみの分別一覧表」のやさしい日本語版下データ作成業務委託契約

２　業務内容

⑴　やさしい日本語版「ごみの分別一覧表」チラシの版下作成

作成に当たり、別添の参考資料に基づき作成すること。

使用するイラスト類は新たに作成すること。

⑵　印刷用版下データの作成

上記⑴で作成したリーフレット「ごみの分別一覧表」の印刷用版下データを作成する。

ア　仕様

再編集可能な版下データ（Adobe Illustrator データ）等を活用し、フォント等を統一のうえ、Ａ３見開きのリーフレットとしてレイアウトすること。

イ　校正

・　各ページの文字やレイアウト、デザイン等については、本市の確認を受け、指示に従い、適宜校正を行うこと。

３　成果物

以下の資料を成果品として、CD-R 又は DVD-R に収納のうえ提出する。

⑴　入稿用版下データ（以下の２種類）

Adobe Illustrator（CC対応）、デザインツール「Canva」に対応するもの。

ア　再編集可能なデータ

イ　アウトライン化済みのデータ

⑵　PDF ファイル

４　納期及び納品場所

⑴　納期

令和８年７月３１日（金）午後５時

⑵　納品場所

京都市環境政策局　循環型社会推進部　資源循環推進課

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 本庁舎地下１階）

５　その他

⑴　受託者が業務を遂行するうえで必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、本市担当者の指示に従うこと。

⑵　本業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

⑶　成果品としての事前検査に時間を要するため、修正作業に係る時間を含め、原稿案の提出から納品までの期間を十分に設けること。

⑷　成果物及び成果物において用いられる写真・イラスト等の著作権は、本市に帰属する。

⑸　業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
⑹　委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書の提出後、３０日以内に支払うこととする。
⑺　京都市契約事務規則第３６条に基づき、委託契約書の作成は省略する。
⑻　本仕様について疑義があるときは、契約前に京都市との間で十分協議しておくこと。また、業務開始後に本仕様に疑義が生じた場合は、京都市と協議を行い、京都市の指示に従うこと。

６　問合せ

京都市環境政策局　循環型社会推進部　資源循環推進課　担当：霜下、石川
電話：075-222-3948　メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

【参考資料】
「２　業務内容」⑴及び⑵の業務を行ううえで、参考となる既存の資料を以下に示す。

◆　「ごみの分別一覧表」【word 形式】